

別表 7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）														
	（○）単独の判断	（ ） 団体による判断													
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table border="1" data-bbox="308 801 845 913"> <tr> <td>出航地の波高</td><td>1.5</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>出航地の風速</td><td>6</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>出航地の視程</td><td>150</td><td>m未満</td></tr> </table> ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他（ ）	出航地の波高	1.5	m以上	出航地の風速	6	m以上	出航地の視程	150	m未満	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 ②上記団体の代表者、連絡先 <table border="1" data-bbox="949 730 1420 842"> <tr> <td>代表者</td><td></td></tr> <tr> <td>連絡先</td><td></td></tr> </table> ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり	代表者		連絡先	
出航地の波高	1.5	m以上													
出航地の風速	6	m以上													
出航地の視程	150	m未満													
代表者															
連絡先															
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき <table border="1" data-bbox="308 1272 1037 1384"> <tr> <td>漁場における波高</td><td>1.5</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>漁場における風速</td><td>6</td><td>m以上</td></tr> <tr> <td>漁場における視程</td><td>150</td><td>m未満</td></tr> </table> ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他（ ）		漁場における波高	1.5	m以上	漁場における風速	6	m以上	漁場における視程	150	m未満				
漁場における波高	1.5	m以上													
漁場における風速	6	m以上													
漁場における視程	150	m未満													